

大網ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 本クラブ会員総数の3分の1。
理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

注：本細則は推奨にすぎない。クラブ細則は、クラブの慣習と手続きを盛り込み、標準ロータリークラブ定款を補足するものとして使用すべきである。RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款、ロータリー章典と矛盾しない限り、クラブの現在の慣行を反映させてクラブ細則を変更できる。クラブはまた、投票の定足数をどのように定義するかを決定できる。クラブが含めなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されている。

本推奨ロータリークラブ細則では、「奉仕部門」と「出席義務規定の免除」が削除されている（両項目は標準ロータリークラブ定款に記載されている）。また、クラブにさらなる柔軟性を与えるため、「議事の順序」も削除されている。例会議事については、クラブリーダー用の要覧と手引きを参照のこと。質問がある場合は、地区ガバナーに問い合わせること。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事で構成される。

注：この条項はクラブ細則に必ず含めなければならない。また上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている（ただし、副会長については、手続要覧第1部第1章にある通り、選出された場合のみ理事会のメンバーとなる）。クラブ理事会はこのほかに、理事、会計、会長ノミニー、会場監督、その他の会員を含めることができる。衛星クラブも、この条項の下に、衛星クラブの役員を列記しなければならない。

第3条 選挙と任期

第1節

選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てることができる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てること

ができる。

指名委員会は会長経験者でもって構成する。

第2節

各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節

理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第5節

各役職の任期は以下の通りである。

副会長	1年
理事	1年
会計	1年
幹事	1年
会場監督	1年

注：クラブの細則には、選挙手続きに関する記載を含めなければならない。指名委員会を用いる場合は、指名委員会の委員をどのように任命するかについても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。

第4条 理事会の任務

第1節 会長

クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長

理事を務める。

第3節 会長エレクト

会長就任に向けて準備し、理事を務める。会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第4節 副会長

会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事

クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事

クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計

すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第8節 監査役

監査役の任務は、業務の監査および会計監査を任務とする。また、監査役は理事会に出席して意見を述べるができる。

第8節 理事会メンバーは、指定されたその他の任務を務めることがある。

注：クラブ役員の役割については、クラブリーダー用の要覧と手引きを参照のこと。

第5条 会 合

第1節 年次総会

12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節

本クラブの例会は、毎週水曜日12時30分を開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節

理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

注：この条項はクラブ細則に必ず含めなければならない。Eクラブの場合、定められた日までにクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることを、第2節に含めなければならない。衛星クラブは、採決の手続きをここに含めなければならない。

第6条 入会金と会費

第1節

入会承認に先立って、R I および（または）クラブにより設定された入会金を納入するものとする。入会金は50,000円（このうち制服の半額をクラブが負担する）とする。

第2節

会費は、R I 人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。

クラブ年会費は年額200,000円とし各半年ごとに100,000円を毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

注：クラブの細則には、クラブ入会金と支払期日を含めなければならない。入会金を0（ゼロ）とすることもできる。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。各クラブは、以下の委員会を設けるべきである。

- ・クラブ管理運営
- ・会員増強
- ・広報
- ・ロータリー財団
- ・奉仕プロジェクト

第2節

必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

第3節

会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

第4節

理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本は、クラブ委員会の手引きに記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を採用できる。

第9条 財 務

第1節

各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

第2節

会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節

勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節

すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節

クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節

会計年度は、7月1日から6月30日までである。

注：クラブ会計要覧には、クラブ財務管理に関する詳細が記載されている。

第10条 会員選挙の方法

第1節

会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節

理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節

理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節

クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について票決を行うものとする。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

注：クラブの細則には、会員の選挙手続きに関する記載を含めなければならない。新会員のオリエンテーションに関する詳しい情報は、ロータリーの参考資料を参照のこと。

第11条 決 議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付すことなく理事会に付託するものとする。

第12条 改 正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準口

一タリークラブ定款、R I 定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

附則

1. この細則は 2008 年 7 月 1 日付
一部改正同日施行
1. この細則は 2013 年 7 月 1 日付
一部改正施行
1. この細則は 2014 年 7 月 1 日付
一部改正施行
1. この細則は 2015 年 7 月 1 日付
一部改正施行